

令和5年度

消防委員会（第1回）会議結果

1 開催日時 令和5年7月4日（火）午後3時30分～午後4時50分

2 開催場所 成田市花崎町760番地
成田市役所 議会棟3階 第一委員会室

3 出席者

消防委員

村島 義則、湯浅 雅明、伊藤 正美、四宮 良孝、内田 廣、神崎 輝夫
小泉 町子、小倉 ひとみ、豊根 浮文子、長谷川 雅昭、田中 みを

11名

出席職員

消防長（青野 穰）、次長（松尾 芳幸）
消防総務課長（吉岡 金一）、予防課長（佐藤 正則）、警防課長（永嶋 弘明）
指揮指令課長（竹尾 正明）、成田署長（鈴木 俊幸）、赤坂署長（檜垣 勝美）
三里塚署長（伊藤 幸一）、大栄署長（弓田 春男）
消防総務課消防団係長（白石 智行）、予防課主幹（江口 和広）
予防課危険物係長（三谷 学士）、警防課警防係長（今 良彰）
警防課救急救助係長（安部 将也）、指揮指令課主幹兼指揮係長（高木 勇一郎）
指揮指令課指令係長（川島 努）

17名

消防団

団長（藤崎 和彦）、副団長（中川 浩史）
副団長（鈴木 康則）、副団長（關 恵一）

4名

事務局

消防総務課長補佐（藤崎 伸幸）、消防総務課総務人事係長（高橋 幸樹）
消防総務課主査（岩佐 賢明）

3名

4 議事

議案第1号 「委員長及び副委員長の選任について」

議 長：それでは議題1「委員長及び副委員長の選任について」委員の皆様にお諮りいたします。御意見等ございましたらお願いいたします

議 長：特にないようですので、事務局の案について説明をお願いします。

吉岡消防総務課長：

事務局案といたしましては、昨年度まで委員長をお引き受けいただいていた村島 義則 委員に引き続き委員長をお願いしたいと考えております。また、副委員長には湯浅 雅明 委員にお引き受け願えたらと考えております。事務局案は以上でございます。

議 長：ただ今の提案に関し、ご質問等はございますか。

議 長：特にないようですので、議案第 1 号「委員長及び副委員長の選任について」を採決いたします。本議案につきまして、事務局案のとおり御承認いただくことでよろしいでしょうか。

賛成全員であります。よって、本案は事務局の案のとおり承認されました。

報告第 1 号 「令和 5 年度事業計画について」

吉岡消防総務課長：

それでは、私から本年度の上半期事業計画につきまして、御報告をさせていただきます。実施済みの事業につきましても御報告させていただきたいと思っております。

それでは 5 ページをお開きください。まず 4 月 3 日、新規採用職員入所式でございます。本年は 6 名の職員を採用し、そのうち 2 名は現在千葉県消防学校初任科に入校し、6 か月間の基礎訓練に励んでおります。4 月 9 日、消防団部長への辞令交付と部長及び新入団員研修会を実施しております。今年度新任部長は 53 名、新入団員は 27 名でございます。4 月 25 日、成田国際空港 CBRNE テロ対策合同訓練が実施されております。この訓練は G7 広島サミットを前にテロの脅威が高まることを踏まえ、関係 8 機関、約 200 人が参加しております。4 月 30 日、消防団夏季訓練につきましては、悪天候のため中止となっております。

5 月 11 日、全国消防長会警防防災委員会が兵庫県加古川市で開催され、消防長が出席しております。5 月 13 日、印旛地区水防管理団体連合会水防演習が栄町利根川河川敷で実施され、本市から水防工法指導員 30 名が参加しております。5 月 19 日、成田市防火協会定期総会が成田東武ホテルエアポートで開催されました。5 月 23 日、成田国際空港消防連絡協議会総会が成田国際空港多機能施設で開催されました。5 月 25 日、成田市危険物安全協会定期総会がホテルウェルコ成田で開催されました。同じく 25 日、消防救助技術千葉県大会が千葉県消防学校で実施されました。大会結果、関東大会及び全国大会に進む種目については、後ほど警防課長から御報告させていただきます。

6 月 17 日、令和 5 年度成田市水防訓練が実施され、水防団として藤崎団長以下 202 名が参加しております。6 月 29 日、成田市婦人防火指導員協議会総会が中央公民館で開催されました。

6 ページをお開きください。7 月 2 日、委員の皆様にも御参加をいただきましたが、千葉県消防協会印旛支部消防操法大会が四街道市で開催されました。ポンプ車の部に出場した新勝寺、小型ポンプの部に出場した飯田町、ともに優勝し 7 月 22 日に開催される千葉県消防操法大会へ進むことができました。応援ありがとうございました。県大会もよろしく願いいたします。7 月 4 日、本日ですが本年度第 1 回消防委員会を開催させていただきます。7 月 27 日、消防救助技術関東地区指導会が宇都宮市で開催されます。

8月18日、千葉県市町村消防長・団長会議が市原市で開催されます。8月25日、全国消防救助技術大会が札幌市で開催されます。

9月9日、救急キャンペーンをイオンモール成田で開催予定です。例年、消防団女性部も参加し、イベントの司会、応急手当の指導などを行い、好評を得ております。9月24日、消防団統一操法訓練を大栄運動場で実施予定です。

以上が上半期の事業計画となっております。御参考までに下半期の事業につきましても記載させていただいております。また、10月以降の事業で委員の皆様にご参加をお願いする行事について、お知らせさせていただきます。

7ページをご覧ください。10月29日、第69回成田市消防操法大会。8ページをお開きください。2月11日、令和6年消防出初式。また、12月と3月に消防委員会を開催したいと考えております。

以上、令和5年度上半期事業計画について御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

【質疑等】

村島委員長：7月22日の千葉県消防操法大会の委員の参加については。

吉岡消防総務課長：委員の皆様には案内文を配付しておりますが、当日7時30分に市役所出発でバスにて消防学校に向かいたいと思いますので、御都合の合う委員の皆様におかれましては、是非御参加いただけたらと考えております。

報告第2号 「令和5年度各課・各署主要事業について」

吉岡消防総務課長：

消防総務課は総員10名、そのうち再任用職員が1名、総務人事係と消防団係の2係で業務にあたっております。それでは、令和5年度消防総務課の主要事業について、御説明させていただきます。資料の10ページをお開きください。

まず、消防団に関する経費の事業といたしまして、成田市消防団応援の店制度ですが、この制度は消防団員やその御家族が利用証を掲示することで、協賛していただいた事業所や店舗から、料金割引などのサービスが受けられるものです。地域防災の要として活動する消防団員の福祉の向上と消防団を地域ぐるみで応援する機運を高めることを目的として、7月1日からスタートしております。

11ページをご覧ください。上段右側が消防団員へ配付した利用証、下段が協賛していただいた事業所に配付させていただいている表示証、ポスター及びステッカーになります。

12ページをお開きください。登録していただいている事業所の一覧表となります。消防団員役員、商工会議所の御協力を得まして、鰻福亭様をはじめ現在30事業所に御登録をいただいております。今後もホームページなどを活用し、協賛していただける事業所を増やしていくとともに、消防団について関心や興味を持っていただけるよう、より一層の広報活動を行い、活性化に繋げていきたいと考えております。委員の皆様にも御紹介いただける店舗等がありましたら、是非御連絡をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

10 ページにお戻りください。消防団拠点施設整備事業につきまして、消防団器具庫の建て替え等を行うものでございます。消防団器具庫については、建築後おおむね 40 年を経過し、老朽化が著しい施設から計画的に整備を行っております。また、各器具庫の不具合については、随時修繕対応しているところでございます。今年度は、第 2 分団第 11 部・大袋、第 5 分団第 4 部・小泉の消防団器具庫の建て替えを実施いたします。また、今年度から 3 カ年で、建築後 30 年以上が経過している消防団器具庫約 50 か所を対象とし、劣化度調査を行う予定です。今年度は 17 か所の調査を実施し、整備計画の基礎資料とするほか、建て替えだけではなく大規模修繕も含めた拠点施設の長寿命化を図っていきたくと考えております。

14 ページをお開きください。大袋、小泉の消防団器具庫の現状と新設イメージ写真となります。大袋消防団器具庫については、建築後 41 年が経過、現在待機所がありませんが、待機所付平屋建ての器具庫となります。小泉消防団器具庫については、建築後 37 年が経過、区の要望もあり、防音集会所、子供の遊び場、防火水槽と同一敷地での建築となります。集会所が同一敷地内にあることから、器具庫のみとなります。

なお、総務人事係の事業につきましては 人件費、職員被服、庁舎管理等の経常的なものが主となっており、今年度は大規模な事業はございません。

以上、消防総務課の主要事業の説明とさせていただきます。

佐藤予防課長：

それでは、予防課の主要事業等について御報告させていただきます。予防課は、予防係・危険物係の 2 係で、今年度は再任用職員 1 名を含め、私以下 10 名で業務を行っております。業務については、定常業務が中心となっております。

資料 15 ページをお開きください。事務分掌と実施状況等について御説明いたします。はじめに予防係の防火・防災管理に関することとありますが、主要な事務といたしまして、防火・防災対象物点検特例認定の交付があります。不特定の方が特に多く出入りする対象物や、大規模な対象物には 1 年に 1 回、防火・防災に関する点検を行い報告する義務があり、特例認定制度は、過去 3 年以内の点検結果が優良等の条件により、点検及び報告の義務を 3 年間免除することができる制度であり、免除された対象物には特例認定の交付を行っております。昨年度は、防火対象物が 77 件、防災対象物が 67 件、合計で 144 件交付しております。

次に、消防用設備等の設置指導及び検査に関することとありますが、防火対象物の用途・規模により設置が義務付けられている、消火器などの消火設備・自動火災報知設備などの警報設備・誘導灯などの避難設備など、消防用設備の設置指導、検査を行うものです。昨年度の届出件数は 890 件ありました。

次に、建築確認等の同意に関することとありますが、防火地域内の建物や、他の地域の住宅以外の建物の建築設計の際、防火に関する法令・規定に適合するよう審査・指導するものです。昨年度の同意件数は 192 件ありました。

次に、火災統計に関することとありますが、令和 4 年の火災件数は 58 件で、前年からの増減はありませんでした。建物火災が 6 件増え、林野火災が 2 件、車両火災が 3 件、その他の火災が 1 件減りました。出火原因は、たき火等によるものが 9 件で最も多く、次いで電気関係が 8 件と続いております。

次に、「危険物係」でありますが、危険物施設の許可・認可・承認などの事務として、危険物施設の新設や変更における審査、完成までの検査、立入検査により指導を行って

います。昨年度は 88 件の許可申請、68 件の完成検査がありました。

続きまして、16 ページをご覧ください。今年度の「重点施策」でございますが、令和 2 年度から始まっております重大違反対象物の公表制度を踏まえ、昨年同様、「重大違反対象物の是正強化」に取り組んでまいります。表は、過去 3 年間の違反是正の実績と令和 5 年 6 月 1 日現在の状況を掲載いたしました。令和 2 年度は 20 件、令和 3 年度は 19 件、令和 4 年度は 20 件が是正されております。今年度は年度当初 28 件、令和 5 年 6 月 1 日現在、2 件を是正している状況となっております。

次に、公表実施対象物数の状況でございますが、令和 2 年 4 月 1 日から各種違反設備の総数 14 件を公表し、13 件が是正により削除されました。令和 5 年 6 月 1 日現在においては 1 件（屋内消火栓未設置）を公表してはいましたが、是正が確認され現在公表されている対象物はありません。

続きまして、17 ページをお開きください。予防啓発主要事業でございますが、添付の写真は昨年の火災予防イベント N E V C 2022 の様子と市長賞に選ばれた防火ポスターとなります。本年度の防火ポスター展及び N E V C 2023 につきましては、場所、実施期間ともに調整中となっております。防火ポスターは、昨年 320 点の応募があり、その中から市長賞をはじめとする特別賞が 17 点、金賞・銀賞・銅賞が各 10 点の合計 47 点を展示いたしました。

次に、予防業務の高度化に向けて取り組んでいる事業でございますが、近年、火災原因の複雑化や、防火対象物の違反処理など、予防の専門的知識が必要になっております。この状況を踏まえ、予防業務運営委員会、火災原因調査作業部会、査察・違反処理作業部会を設置し、各種例規の見直しや、専門的な職員研修を企画・実施することで、職員の予防業務に関する知識・技能の高度化を図っております。添付の写真は予防業務研修会の様子となっております。

続きまして、18 ページをご覧ください。住宅用火災警報器の設置及び維持管理でございますが、消防法の改正により、新築の住宅に設置するよう義務付けられてから 17 年、成田市火災予防条例で既存の住宅に設置が義務付けられてから 15 年が経過します。今年度も啓発活動を継続して、行政回覧やホームページ、火災予防運動を活用し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の広報活動を、積極的に実施してまいります。

続きまして、19 ページをお開きください。予防課が事務局を担当する協会となります。成田市危険物安全協会は、石川会長以下 115 事業所、成田市防火協会は、加瀬間会長以下 183 事業所が入会しており、両協会とも今年度の定期総会を終了しております。成田市婦人防火指導員協議会は、資料では 66 名となっておりますが、現在は小倉会長以下 70 名で、発足以来の指導員数は、延べ 7,797 名となりました。ニュータウン地区の防火思想の普及活動を行っており、今年度の総会は終了しております。

予防課からの報告は以上となります。

永嶋警防課長：

それでは、警防課の令和 5 年度主要事業について御報告させていただきます。

警防課は、警防係、救急救助係の 2 係で、私以下 10 名で業務を行っております。主要事業について御説明いたします。

資料 20 ページをお開きください。はじめに消防水利整備事業についてであります。本事業は、市民の生命・身体及び財産を火災から保護し、被害を軽減するため、消火活動に必要な貯水槽を計画的に整備し、消防力の充実強化を図るものでございます。令和 5 年度は、40 トン級のⅡ型耐震性貯水槽を川栗、吉岡、小泉の 3 箇所に整備する予定でございます。選定理由といたしましては、充足率の向上に加え、大規模災害が発生した

際の有効水利確保のため要望したものであります。

続きまして、消防車両・装備強化整備事業についてであります。本事業は成田市消防計画に基づき消防車両等を整備し、消防力の充実強化を図るものでございます。令和5年度は、大栄消防署に配備しております高規格救急自動車1台及び高度救命処置用資機材の更新整備をいたします。詳細につきましては、資料21ページをご覧ください。大栄消防署に配備しております高規格救急自動車は、購入後7年が経過し、老朽化により走行性能等に低下がみられることから、更新を図るものでございます。車両の特徴といたしまして、悪路や雪道等に対応するため4輪駆動方式を採用するとともに、緊急走行時や活動時の安全を確保するため、視認性の高い赤色警光灯や作業灯を取り付けることとしております。また、高度な救命処置を行うための資機材として、患者の脈拍や血圧、心電図等を把握するための患者監視モニター、人工呼吸器、心臓マッサージシステム、救急隊員の感染リスクを減少させるオゾンガス発生装置を備えることとしております。高規格救急自動車につきましては、6月市議会定例会に議案として上程させていただき承認されました。

以上、警防課の令和5年度主要事業の報告とさせていただきます。

竹尾指揮指令課長：

指揮指令課の主要事業について報告いたします。

お手持ちの資料の22ページをお開きください。はじめに、指揮指令課の配置状況についてであります。指揮指令課員は日勤の私ほか、交替制勤務として1部、2部に編成され、各部6名ずつ。また、ちば消防共同指令センターへの派遣職員が4名、合計17名で勤務しております。事務機構としましては、災害現場に出動して指揮や安全管理などを行う指揮係、通信設備等の運用管理やちば消防共同指令センターに関する事務を行う指令係で業務を行っております。

続いて、指揮隊の出動件数についてであります。令和3年、令和4年とも1月1日から12月31日までの、火災、救助、などの出動件数を示しております。火災出動では、主に建物火災に出動しております。件数としましては、令和3年と比較し令和4年は1件減少しております。救助出動につきましては、主に要救助者が2名以上の事案に出動しております。件数としましては、令和3年と比較し令和4年は3件減少しております。その他につきましては、主に指揮隊が火災出動して現場を確認した結果、火災ではなかった件数を示しております。件数としましては、令和3年と比較し令和4年は12件増加しております。

続いて、重点施策についてであります。1点目は無線通信機器等の再整備の推進としております。平成24年度より、消防隊員などが活用する無線機を、6か年で94機整備しましたが、運用開始から10年が経過しましたので、更新整備していくものでございます。

2点目は指揮指令課員の教育体制の充実としております。指揮指令課が定める教養計画などにもとづき、各種研修や訓練を行うことで、業務に必要な知識と技術を習得し、災害対応能力の強化を図ろうとするものでございます。

続いて、県内における指令業務の状況についてであります。まず千葉県における119番通報の受付業務と指令業務は単独運用している船橋市消防局を除いて2つのブロックに分けられ、それぞれを「ちば消防共同指令センター」、「千葉北西部消防指令センター」が受け持っております。本市消防本部は県内北東部・南部の20消防本部で構成される「ちば消防共同指令センター」に属しており、成田市内からの119番通報は、千葉市消防局内にある「ちば消防共同指令センター」で受付され、災害地点から直近の消防隊などを

出動させております。また、現場活動における必要な情報は、消防救急無線を活用し消防隊などに支援情報として送信することで円滑な消防活動が出来るようサポートをしております。

以上、指揮指令課の主要事業の報告とさせていただきます。

鈴木成田消防署長：

それでは、各消防署の令和5年度主要事業について御報告させていただきます。

資料23ページをご覧ください。はじめに、職員配置状況について成田消防署から順に御説明させていただきます。成田消防署は、私以下60名が配置されております。内訳にあっては表にお示ししたとおりで、女性職員にあっては成田消防署に日勤が1名、隔日勤務が3名の計4名が配置されております。次に赤坂消防署ですが、署長以下56名が配置されております。赤坂消防署に再任用職員が日勤で1名、女性職員にあっては隔日勤務で2名配置されております。次に三里塚消防署ですが、署長以下36名が配置されております。女性職員は配置されております。次に大栄消防署ですが、署長以下49名が配置されております。女性職員は配置されております。各消防署の職員配置状況にあっては以上となります。

続いて、災害件数について御説明いたします。令和4年の火災は全体では前年と同数の58件です。署別では成田消防署が最も多い21件で、前年より7件増加しています。令和4年の救急、救助、その他は全体で前年よりそれぞれ増加しております。救急は全体で1,270件増加の7,843件、救助は29件増加の110件、その他は145件増加の1,130件です。署別では前年同様、赤坂消防署がどれも最も多くなっております。令和4年の航空機は、空港分署管内で2件発生しており前年に比べ2件減少しております。災害件数にあっては以上となります。

24ページをお開き下さい。次に重点施策ですが、始めに消防署の共通事項について御説明いたします。アの「警防活動体制の強化」についてですが、近年複雑多様化する社会情勢に伴い、大規模化、特殊化する災害が発生していることから、通常災害はもとより、それらの災害にも対応できるよう検討会や訓練を重ね、個人及び部隊の能力を向上させ、警防活動体制の強化を図ってまいります。

次に、イの「非常時対応力の強化」についてですが、地震や風水害などの広域災害や大規模局所災害発生時に、迅速的確に対応するには消防署と消防団との連携が大変重要となってくることから、大規模災害訓練や技術指導により連携強化を図ってまいります。

次に、ウの「火災予防対策の強化」についてですが、予防査察や火災原因調査などの予防業務には、高度な知識と技術が必要となることから、署員の予防業務に関する知識と技術を向上させ、市民の安全・安心を守るために火災予防体制を強化いたします。また、今年度も昨年に引き続き一般家庭を個別訪問し、住宅用火災警報器の設置率の向上に努め、住宅火災の軽減を図ってまいります。

次に、エの「働きやすい職場環境の充実」についてですが、昨年度から推進している「整理・整頓・清掃・清潔」の4つのSを「習慣」の1Sにより定着させる「5S活動」を今年度も継続し、職場環境の改善や業務の効率化、コスト削減につなげようとするものです。いるもの、いないものを整理し、いるものを使いやすいように整頓すること、また、清掃による清潔を維持すること、これらの取組を継続して行うことにより、職員の働く環境が改善され、快適な職場環境を作ってまいります。

次に、各消防署の重点事項について御説明いたします。始めに、成田消防署の「大規模集客施設の災害対応力の強化」についてですが、成田消防署管内には、不特定多数の者が集まり、また大規模施設である成田山新勝寺及びイオンモール成田があります。こ

これらの施設において災害が起こると、貴重な財産や人的被害が膨大なものとなってしまふことから、各種災害に対し有効的な活動ができるよう防御計画を作成し、警防体制の強化を図ります。

次に、赤坂消防署の「建物火災対応の強化」についてですが、赤坂消防署管内には中高層建築物が多数存在し、また近年は密集した住宅地が増えており、災害発生時は高度な警防活動が求められます。中高層建物における火災防御の調査・研究してきた実績を生かし、効率的な活動要領を更に検証し消防活動能力の強化に取り組んでまいります。

次に、三里塚消防署の「成田国際空港における災害対応の充実」についてですが、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置が終了し、航空機の発着回数の増加に伴い航空機災害の発生率が高くなることから、航空機災害の対応能力の向上に取り組んでまいります。また、世界情勢が不安定なことから、テロの脅威に備え CBRNE 災害の対応能力の向上及び関係機関との連携強化を図ってまいります。

次に、大栄消防署の「地域の実情に合った消防体制の強化」ですが、大栄消防署管内は、他署からの応援車両が現場到着するまでに時間を要してしまいます。そのために、いち早く到着する消防団に対して、普段よりポンプ取り扱い要領などの技術的指導を行い、災害発生時には後方支援として、消火用水の中継送水、防火水槽への補給など消防団との連携を密にし、被害を最小限に抑えられるよう消防体制の強化を図ってまいります。

以上で、各消防署の主要事業の報告とさせていただきます。

報告第 3 号 「新型コロナウイルス感染症の対応について」

永嶋警防課長：

資料 25 ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症の対応について御報告をさせていただきます。次のページをお開きください。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、2019 年 12 月初旬に中国武漢市で第 1 例目の感染者が報告され、国内では 2020 年 1 月 15 日に神奈川県で中国武漢市に滞在歴のある方の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。本市では、2020 年 4 月に 1 例目の救急搬送があり、新型コロナウイルス感染症患者の増加とともに救急搬送人員数は増加しました。まず、本市が対応した新型コロナウイルス感染症陽性患者の救急出動件数及び救急搬送人員です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが本年 5 月 8 日から「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」から「5 類感染症」に変更されたことから 2020 年から本年 5 月 7 日までの新型コロナウイルス感染症患者の救急出動件数及び救急搬送人員を報告いたします。

本市の新型コロナウイルス感染症陽性患者の救急搬送件数及び救急搬送人員は、2020 年は救急出動件数 59 件、救急搬送人員 64 人、2021 年は救急出動件数 431 件、救急搬送人員 418 人、2022 年は救急出動件数 564 件、救急搬送人員 354 人、2023 年 5 月 7 日までは救急出動件数 98 件、救急搬送人員 59 人で、特に 2021 年及び 2022 年の新型コロナウイルス感染症患者の救急搬送は大きく増加しました。4 年間の合計で救急出動件数 1152 件、救急搬送人員 895 人でありました。

次に、不搬送を含めた新型コロナウイルス感染症患者の男女別の内訳では、男性が 723 人、女性が 446 人でありました。次に新型コロナウイルス感染症患者の傷病程度内訳です。軽症は 275 人、中等症は 541 人、重症 77 人、死亡 2 人、不搬送 274 人で、救急出動した新型コロナウイルス感染症患者の多くが軽症、中等症で全体の約 70%を占めており

ました。次に新型コロナウイルス感染症患者の搬送医療機関割合であります。市内医療機関 54%、市外医療機関 46%で多くの新型コロナウイルス感染症患者を市内の医療機関で受け入れていただき、大変感謝をしております。

次に新型コロナウイルス感染症流行期間中の全救急出動での平均交渉件数、最大交渉件数及び交渉件数4件以上かつ現場滞在時間30分以上となった搬送困難症例件数であります。2022年から大幅に増加し、2022年は平均交渉件数1.57回、最大交渉回数81件、搬送困難症例数302件となり、2023年では平均交渉回数1.92回、最大交渉回数44件、搬送困難症例数は192件で、救急隊が医療機関との交渉に苦慮したことが分かります。

次に救急隊の対応としては、ヘルメット、ゴーグル、N95マスク、感染防止衣上下及び手袋といった感染防止対策を確実に実施したうえで、救急対応をしております。加えて、救急車内は低濃度のオゾンガスを常時発生させるとともに、帰署後は高濃度のオゾンガスを発生させることでウイルスを除菌し、感染防止対策を実施しております。

次に、本市の取り組みといたしましては、救急隊ひっ迫時に予備救急車を配備、職員へ感染防止対策の徹底、ホームページでの救急車適正利用広報を実施、先ほど救急隊の対応でも申しましたが、全救急車に常時稼働できる低濃度のオゾン発生装置を配備、また、労務管理の観点から、各所属により救急隊の交代要員の検討を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症患者対応での課題といたしましては、4点ほど上げられました。まず1点目は、新型コロナウイルス感染症陽性患者の受け入れ病院の選定方法について、2点目に酸素投与を必要とする新型コロナウイルス感染症陽性患者への対応について、3点目に保健所を含めた千葉県及び医療機関との連携について、最後に搬送が長時間となった場合の労務管理について、今後の課題があげられました。

最後にまとめです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」からインフルエンザと同様の「5類感染症」に移行しました。5月7日までは千葉県が受け入れ医療機関を選定していたところですが、現在は交渉件数4件以上かつ現場滞在時間30分以上の搬送困難症例となると救急隊が県に相談はできますが、基本的には受け入れ医療機関を救急隊が選定することとなり、新型コロナウイルス感染症患者が増加した際は搬送困難症例が増加することが予想されます。先ほど申した課題も含めて、今後も千葉県や医療機関と連携を密にして、課題の解決に向けて消防本部で検討してまいります。

また、本市は成田国際空港を抱えており、海外からの旅行客も今後増加することが予想されることから新型コロナウイルス感染症以外の感染症もいつ発生するか分からないので、今後も国や県の動向を注視し、職員にあっては感染防止対策をしっかりと実施したうえで、現場対応していきます。

以上、新型コロナウイルス感染症の対応についての報告とさせていただきます。

5 その他

消防救助技術千葉県大会結果について

永嶋警防課長：

資料30ページをお開きください。第48回消防救助技術千葉県大会結果について御報告させていただきます。

第48回消防救助技術千葉県大会は、5月25日に千葉県消防学校で開催され、本市からは成田消防署2チームと大栄消防署3チームの計5チームが参加いたしました。

結果でございますが、引揚救助訓練参加29チーム中、成田署チーム77.4秒で1位入賞、大栄署チーム80.5秒で6位入賞。ほふく救出訓練参加26チーム中、大栄署平

久保チーム 34.5 秒で 1 位入賞、大栄署中村チーム 38.6 秒で 2 位入賞。障害突破訓練参加 16 チーム中、成田署チーム 89.3 秒で 1 位入賞。参加した隊員は 30 ページ下段に記載のとおりでございます。31 ページをご覧ください。当日の協議を記録した写真でございます。

なお、引揚救助訓練と障害突破訓練で入賞いたしました成田消防署 2 チームは 7 月 27 日に栃木県宇都宮市で開催されます第 51 回消防救助技術関東地区指導会へ出場いたします。また、ほふく救出訓練で 1 位入賞しました大栄消防署平久保チームは 8 月 25 日に北海道札幌市で開催されます第 51 回全国消防救助技術大会に出場いたします。

32 ページに第 48 回消防救助技術千葉県大会成績表を添付いたしましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第 48 回消防救助技術千葉県大会の結果報告とさせていただきます。

叙勲及び褒章受章報告について

吉岡消防総務課長：

叙勲及び褒章受章について 御報告させていただきます。

資料 33 ページをご覧ください。令和 5 年春の叙勲において、消防団元副団長・岩立一郎様が、瑞宝単光章の栄に浴されました。第 40 回危険業務従事者叙勲において、元職員・伊能 弘様が瑞宝双光章に、勝田 茂勝様が瑞宝単光章の栄に浴されました。令和 5 年春の褒章において、消防団副団長の關 恵一様が藍綬褒章の栄に浴されました。おめでとうございます。以上でございます。

成田市火災予防条例の一部改正について

佐藤予防課長：

それでは、予防課より令和 5 年 6 月議会に上程しました成田市火災予防条例の一部改正について御説明させていただきます。

お配りさせていただいた資料をお開きください。今回の条例改正では大きく分けて 2 点の改正を行いました。

1 点目ですが、電気自動車等に充電する急速充電設備に関する改正です。現在の急速充電設備は全出力が 200 k w 以下のものと規定されており、200 k w を超えるものは変電設備として扱われております。変電設備は取扱者が有資格者に限定されており、運転者自らが充電できないなどの規制があり、大容量のバッテリーを搭載した大型の電動自動車や電動バスの普及の障害となっていることから、急速充電設備の対象範囲を拡大し、所要の改正を行うものです。施行日につきましては、令和 5 年 10 月 1 日としております。なお、すでに設置されている急速充電設備につきましては新しい規定は適用しません。

続いて 2 点目は標識と図記号に関するものです。資料の裏面をご覧ください。成田市火災予防条例では一定の施設に対して「喫煙所」の設置に係る標識を規定しておりますが、平成 30 年 7 月の健康増進法の改正においても、同様の喫煙所への標識設置を規定しており、異なる法令において標識の設置に係る規定が重複していることから、健康増進法で規定する「喫煙専用室」の標識が設置されている場合には成田市火災予防条例における「喫煙所」の標識の設置を不要とします。これに併せて、成田市火災予防条例に規定する図記号について、国際標準化機構及び日本産業規格で定めるものに適合させるように国から示されたことから、図記号に関する規定の整備を行うもの

です。施行日につきましては、条例公布日である令和5年6月28日です。こちらもすでに設置済みの標識には新しい規定は適用されません。

以上が簡単ではございますが、火災予防条例の一部改正に関する報告となります。

6 傍聴者

1人

7 次回開催日時（予定）

令和5年12月